

同一入札への参加が制限される資本関係・人的関係について

1 親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号及び4号に規定する親会社・子会社をいいます。

(会社法)

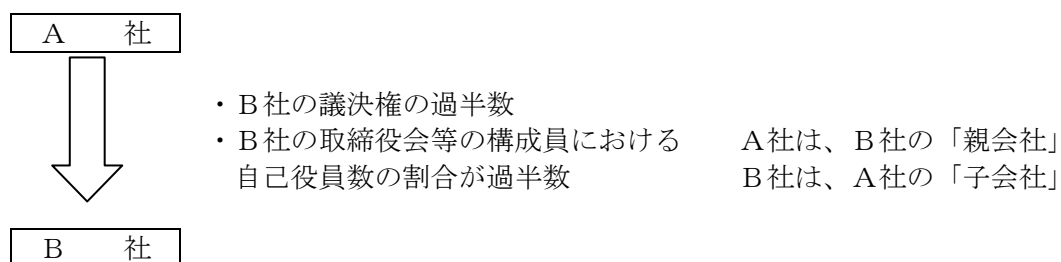
第2条第3号(子会社の定義)

会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の該当会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものという。

第2条第4号

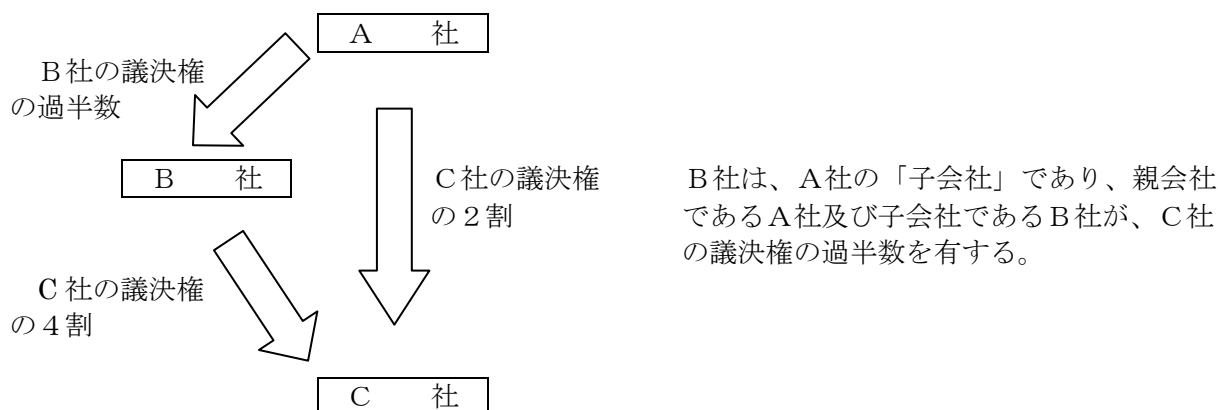
株式会社を子会社とする会社をその他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

【ケース1】



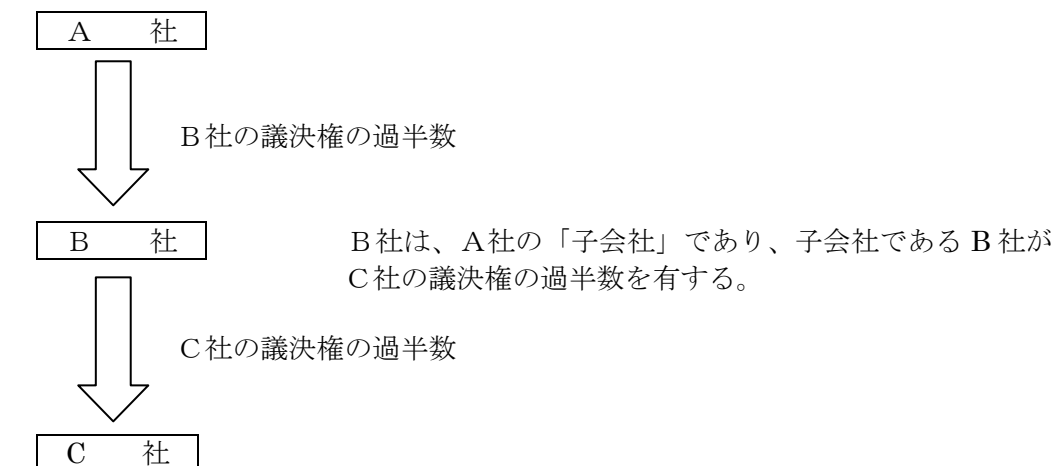
	親会社	子会社
A社	—	B社
B社	A社	—

【ケース2】



	親会社	子会社
A社	—	B社、C社
B社	A社	—
C社	A社	—

【ケース3】

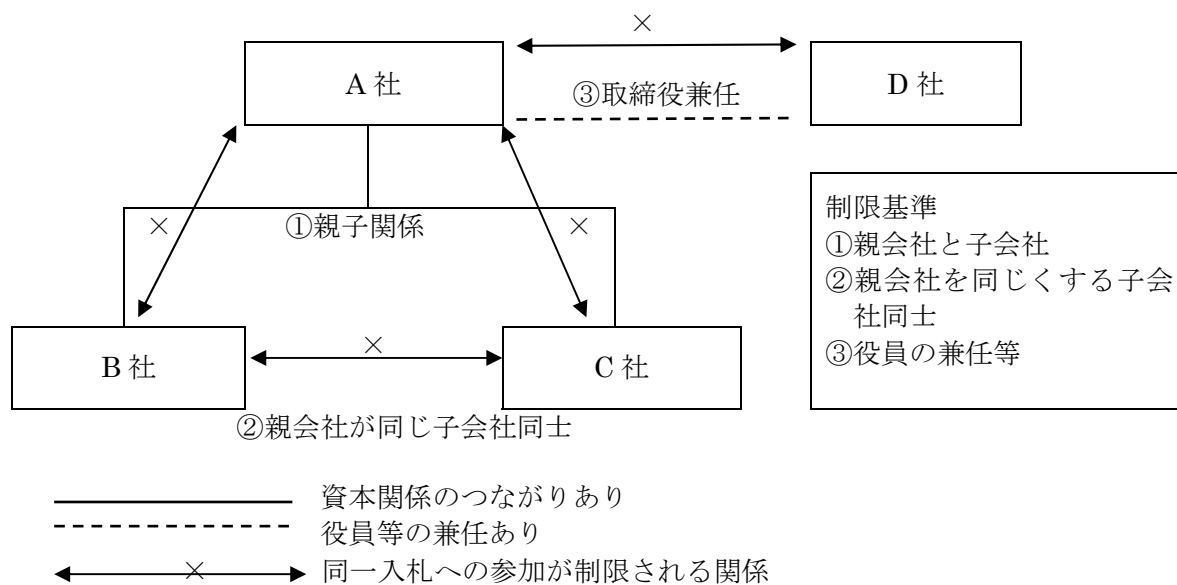


	親会社	子会社
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	—

2 役員 の 定 義

- ①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
 ②取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
 ③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
 ④委員会設置会社における執行役員又は代表執行役

【参考：同一入札への参加が制限される場合（イメージ図）】



- ※ ①、②について、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続中の会社である場合は除く。
 ※ ③について、会社の一方が更正会社又は再生手続中の会社である場合は除く。